

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

こうら

2014



9

TOWN INFORMATION

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

来年も会おうね!



夏まつりは今年も大盛況でした (P2 に関連記事)

5 東小 4 年生が銅賞入賞

7 屋外広告物クリーンキャンペーン

8 住民票の写し等の第3者交付本人通知制度

10 追加募集! 甲良町太陽光発電補助事業

18 農用地 借受・貸付の募集

24 人権問題学習講座のご案内

まつり 笑顔いっぱい！第31回甲良町夏まつり



7月26日、甲良町役場駐車場が恒例の夏まつりが開催されました。

県内でその日の国内最高気温が観測されるなど、うだるような暑さにも関わらず多くの方が会場を訪れ、ステージショーや各字・団体の屋台テントは常に活気にあふれていました。

その賑わいは夜の帳がおりても途切れず、江州音頭総おどりや花火、大抽選会とすべてが大盛況のうちに閉幕しました。

ラジオ体操 「ふれあいラジオ体操2014」で元気に交流しました

7月19日(土)、各字で「ふれあいラジオ体操2014」が実施されました。こうらスマイルネットの呼びかけで、分館長さんや老人会の皆さんをはじめたくさんの方が参加され、ラジオ体操を通してさわやかな交流を持つことができました。地域の大人と子どものふれあいを深めるよいきっかけとなりました。



【ラジオ体操指導士 浦野さんの指導】



寄付 とくし 篤志に感謝

7月30日、総合建設業大手の株式会社大林組から大字池寺地先の山林(約288,857㎡)が甲良町に寄付されました。道路を含めて阪神甲子園球場7個半におよぶ広大な土地の今後に注目が集まりそうです。(左下の写真)

また、8月1日、滋賀中央信用金庫から町の教育振興に役立ててほしいと50万円の寄付がありました。同金庫は彦根地域と近江八幡地域の信用金庫合併から10年の節目を迎えたことを機に、地域への感謝を表すため寄付をされました。(右下の写真)



スポーツ 第55回少年少女スポーツ大会

7月27日、子どもの健全な育成と各字小学生相互の交流・友情を深める事を目的として、甲良中学校体育館で少年少女スポーツ大会（種目：ドッチビー）が開催されました。

今回で55回目の開催となるこの大会には、各字から総勢30チームが参加し熱戦を繰り広げました。特に決勝戦は下之郷どうしの対戦となり、保護者の応援にも熱がこもっていました。激闘を制した下之郷Dチームの皆さんおめでとうございます。そして大会を支えていただいた役員の皆様、暑い中大変お世話になりました。

なお、結果は以下の通りです。

【チャンピオン杯】



優勝 下之郷D チーム



準優勝 下之郷A チーム



第3位 池寺D チーム



選手宣誓（前年度優勝 下之郷チーム）

【チャレンジ杯A】

1位 甲良西タイガー（呉竹）チーム 2位 小川原 チーム 3位 池寺B チーム

【チャレンジ杯B】

1位 尼子A チーム 2位 女子（呉竹）チーム 3位 北落B チーム



道の駅 夏休みイベント開催！

8月3日、道の駅せせらぎの里こうらで夏のイベントが開催されました。

目玉イベントの鮎のつかみどりでは、大勢の子どもたちが水しぶきをあげて鮎を追っていました。

また、ミニSLやミニ新幹線が芝生広場に登場し、たくさんの親子を乗せて鮮やかな緑の上を疾走していました。

夏休みの楽しい思い出になったでしょうか？



合唱

響く歌声はせせらぎのように ～東小4年生がNコンで銅賞入賞

8月7日、守山市民ホールで行われたNコンこと「第81回NHK全国学校音楽コンクール」の都道府県地区コンクールである滋賀県コンクールに甲良東小学校4年生45人が出場し、小学校の部・コンクール部門で見事入賞、銅賞を獲得しました。また、同時に出場したフリー部門では奨励賞を得ました。

惜しくも近畿ブロックコンクールには手が届きませんでした。美しいハーモニーを披露した児童らには会場から惜しめない拍手が送られました。

なお、この模様は8月26日にNHK総合（滋賀ローカル）で放送されました。



【小学校の部・コンクール部門】銅賞
課題曲「ゆうき」、自由曲「スタートライン」



【小学校の部・フリー部門】奨励賞
自由曲「飛行船」



～尼子駅にお花を頂きました～

平成26年8月12日(火)に近江鉄道尼子駅のコミュニティハウスへ、甲良養護学校農場嘱託員の方々から丹精込めて作られたマリーゴールドの花の鉢植を頂きました。また、長寺西人権の花さかせ隊の方々にもサルビアの花の鉢置きも頂きました。コミュニティハウスに美しく飾っておりますので、お立ち寄りの際は、ぜひご覧になってください。



20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うことになります。

なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。

国民年金の加入手続きをきちんとして、保険料を納めましょう。

【退職(失業)による特例免除制度をご利用ください】

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額15,250円(平成26年度金額)の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職(失業)した年度及び翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、住所地の市町村役場国民年金担当窓口へ提出してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

【問合先】彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

屋外広告物クリーンキャンペーン

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

その屋外広告物！
ルールを
守っていますか？

県下
一斉

屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さ基準を設けて、規制しています。
必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。詳しくは、下記へおたずねください。

【屋外広告物とは？】

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された物並びにこれらに類するものをいう。」

違反看板は
ダメよ！



【問合先】建設水道課 ☎38-3581

平成26年 秋の全国交通安全運動

9月21日(日)～9月30日(火)

秋の全国交通安全運動は、広く県民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図ります。

町民のみなさんも譲り合いの心をもって、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

《運動の基本》

子どもと高齢者の交通事故防止
～思いやりと反射材で輝く近江路～

《運動の重点》

1. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自動車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
2. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
3. 飲酒運転の根絶



全国城サミット in 彦根 彦根城フェス実行委員会からのお知らせ

城スス FESTIVAL
音 HCCF+HCCP

森山良子 with OEK

オーケストラ・アンサンブル金沢

10.19

クラシックへの目覚め
森山良子とOEKが贈る
新感覚クラシックコンサート

指揮:鈴木織衛・ゲスト:森山良子・ピアノ:中島剛
管弦楽:オーケストラ・アンサンブル金沢(OEK)
演奏曲目:「彦根散策」Wondering around HIKONE
「この広い野原いっぱい」、「さとうきび畑」
「涙そうそう」、「小犬のワルツ」ほか

開場 14:15 開演 15:00
会場 ひこね市文化プラザグランドホール
彦根市野瀬町187-4・tel.0749-26-8601

全席指定 1階席 ¥5,500・2階席 ¥4,500・学生席 ¥2,500
当日 1階席 ¥6,000・2階席 ¥5,000・学生席 ¥3,000(価格は税込)

お問合せ 彦根商工会議所 tel.0749-22-4551
NPO法人ひこね文化デザインフォーラム tel.0749-23-3383
※お問合せ受付時間 平日8:30～17:15

主催:全国城サミット in 彦根・彦根城フェス実行委員会(事業担当:彦根商工会議所)/NPO法人ひこね文化デザインフォーラム

お知らせ **追加募集します！ 甲良町太陽光発電補助事業**

・補助対象者

1. 甲良町に住居登録があり、対象となる住宅を所有し、かつ、自ら居住している方。または、新たに甲良町に居住する予定の方。
2. 町税や町の各種融資・料金等について滞納のない方。
3. 対象となる住宅が共有名義等であっても、複数人による申込はできません。

・補助の対象となる住宅

甲良町内の住宅。ただし事務所や店舗、賃貸アパート等は対象外です。

・補助金の額

1kw当たり3万円を乗じてえた額とし、10万円を限度とします。

・募集期間

平成26年9月1日(月)から平成27年2月27日(金)まで。

※予算の範囲内での補助になり、先着順での申請受付になりますので、ご理解をお願いします。

・ご注意ください

1. 平成27年3月20日までに工事の完了をしていること。
2. 申請受付をして、補助金交付決定書が届くまでに工事着手されても補助金は出ません。
3. 補助金の交付は同一の住宅および同一人につき1回・1申請限りとします。

・申込方法

申請書は役場住民課まで受け取りに来てくださるか、甲良町ホームページ (<http://www.kouratown.jp/>) からダウンロードしてください。

【問合せ先】 住民課 ☎ 38 - 5063

お知らせ **し尿収集カレンダー【平成26年10月】**

日(曜日)	午前 / 集落	午後 / 集落
1日(水)	呉竹①	呉竹①
3日(金)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
6日(月)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
7日(火)	尼子①・呉竹①	尼子①・呉竹①
8日(水)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
9日(木)	長寺西①・長寺東①	不定期
10日(金)	北落①③・下之郷①②	北落①③・下之郷①②
15日(水)	金屋①③	不定期
17日(金)	正楽寺①②③	—
20日(月)	法養寺①	法養寺①
21日(火)	池寺①・在土①・横関③	不定期
22日(水)	小川原②・呉竹②	小川原②・呉竹②
24日(金)	呉竹①②	呉竹①②
27日(月)	尼子②・呉竹②	尼子②・呉竹②
29日(水)	小川原③・呉竹③	小川原③・呉竹③
30日(木)	長寺西③・長寺東③	不定期
31日(金)	長寺西③・長寺東③	—

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表示しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2~3日は前後します)に収集させていただきます。

【問合せ先】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合) ☎ 35 - 5205 FAX 35 - 5206

情報
コーナー

ココラちゃんのちょこっところ
おしえて、ココラちゃん！この日なんの日？



9月1日 防災の日(ぼうさいのひ)

地震や台風など災害にどう備えるか
ということをお家や会社、学校で考え、
避難訓練などの活動をする日なんだよ。

91年前の9月1日に関東大震災がおこったことや、55年前の伊勢湾台風が9月に上陸したことからこの日が「防災の日」になったそうだよ。

大きな地震も台風の被害も必ずおこると思っ日ごろから準備しておくことが大切なんだって。



9月15日 敬老の日(けいろうのひ)

国のため、みんなのために長年働いてくれたお年寄りを敬い、お年寄りの長生きを祝う日なんだって。

おじいちゃん、おばあちゃんありがとう！



9月23日 秋分の日(しゅうぶんのひ)

祖先を敬い、亡くなった人を懐かしく思い出す日なんだって。
「彼岸の中日」とも呼ばれているよ。

宝くじ

一般コミュニティ助成事業

尼子区がコミュニティ事業に活用する備品を宝くじの助成金で整備されました。

尼子区 公民館・平成の尼子館 照明器具 LED化



★基本チェックリストの結果はいかがでしたか？

低下している生活機能について、対象となる方には教室の案内を送らせていただいています。案内を受け取った方は、積極的にお申し込み下さい！ いつまでも自分らしく生活できるように、介護予防教室に参加してみよう！

＝口腔機能向上教室＝

かむカム教室 参加者募集

「かむカム教室」では、自分の口の中の状態を確認し、噛みにくさや飲み込みにくさ・むせなどの症状についての対応方法を学びます。飲み込みのトレーニングや、口の中の清潔を保つことから、気道感染を予防し、口腔機能の改善を目指します。

「食べることのたのしさ」をいつまでも続けられるよう、皆さんの参加をお待ちしています。

開催日時：1回目 9月 8日(月) 9:00～11:30
2回目 10月 6日(月) 9:00～11:30
3回目 11月10日(月) 9:00～11:30

※この教室は、3回シリーズです。3回すべて出席してください。

定員：15名

開催場所：甲良町保健福祉センター 2階 機能訓練室

参加費：3回で300円

(送迎の必要な方には、1回100円で送迎を行っています)



今年は65歳以上で介護認定のない方はどなたでも参加できます。

＝栄養改善教室＝

早めに申し込み下さい。定員になり次第締め切ります。

「食の匠」教室 参加者募集

「食の匠」教室では、日頃の食生活を振り返り、自分にあった栄養管理ができるようになるための知識と技術を学びます。栄養状態を改善し、低栄養によっておこる要介護状態を予防することを目指します。旬の食材を使った簡単な調理法も紹介しますのでぜひ参加して下さい。

開催日時：1回目 9月24日(水) 9:30～11:30
2回目 10月15日(水) 9:30～12:00
3回目 11月19日(水) 9:30～11:30

※この教室は、3回シリーズです。3回すべて出席してください。

定員：15名

開催場所：甲良町保健福祉センター 1階 研修室

参加費：3回で300円

(送迎の必要な方には、1回100円で送迎を行っています)



教室への参加を希望される方は **急いで**

甲良町地域包括支援センター(☎38-5161)まで、ご相談ください。



【握力を鍛える運動】

※握力を鍛えることで、握る・掴む・千切る等の動作がしやすくなります。



手のグーパー運動 (回数：10回程度)



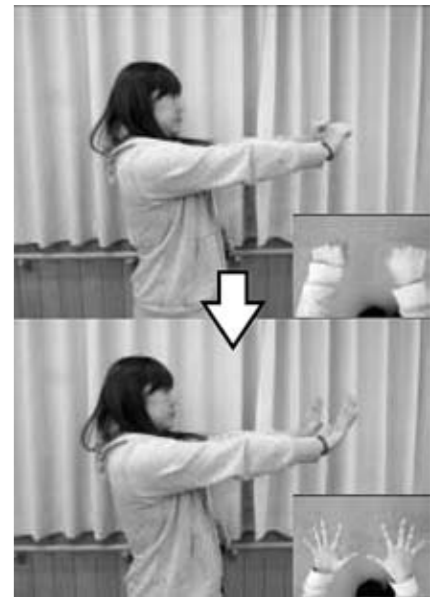
運動方法

- ①肩の高さまで両手を上げます。
- ②手首を起こし、手の甲を身体の方に向けます。
- ③グー・パーの動きを繰り返します。



注意点

- ・呼吸を止めずに行いましょう。
- ・指先まで力を入れるように意識しましょう。



今月の介護予防教室予定

事業名		開催日	開催時間
筋力トレーニング教室 第24期生		毎週火曜・金曜	13:30～15:30
口腔機能向上「かむカム」教室 募集中		8日	9:00～11:30
栄養改善教室「食の匠」教室 募集中		24日	9:30～11:30
サロン 募集中	火曜サロン	毎週火曜日	9:30～11:30
	木曜サロン	毎週木曜日	9:30～11:30
脳力塾		3日・17日 (水曜開催)	13:30～15:30
転倒予防教室 (若干の余裕あり)	Aグループ⇒ 募集中	4日・18日 (木曜開催)	13:30～15:00
	Bグループ⇒	5日・19日 (金曜開催)	10:00～11:30

☆「おひさま会」のお知らせ☆

認知症や介護について、気軽に相談してみませんか。認知症相談員・介護支援専門員が相談に応じます。事前予約が必要ですので下記にご連絡下さい。甲良町地域包括支援センター(☎38-5161) ディサービスセンターけやき(☎38-8181)



【問合先】 保健福祉センター内 地域包括支援センター ☎38-5161

成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種について

平成26年10月、予防接種法の改正に伴い、成人用肺炎球菌予防接種が定期接種（費用助成対象）に追加されます。

※接種対象者の方には、9月下旬に個別通知します。

☆ H26 年度 接種費用助成対象者

※対象者の方には、ご案内と問診票を送付しますが、過去に成人用肺炎球菌ワクチンを1度でも接種されたことのある方は、対象外となります。

- ①平成26年4月1日現在 60歳以上 65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に関して、身体障害者手帳 1級・2級を保持されている方
- ②以下の <年度末節目年齢> の方・・・以下の生年月日に該当される方
 - 1) <年度末 65歳> の方・・・昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の方
 - 2) <年度末 70歳> の方・・・昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の方
 - 3) <年度末 75歳> の方・・・昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の方
 - 4) <年度末 80歳> の方・・・昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生の方
 - 5) <年度末 85歳> の方・・・昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生の方
 - 6) <年度末 90歳> の方・・・大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の方
 - 7) <年度末 95歳> の方・・・大正8年4月2日生～大正9年4月1日生の方
 - 8) <年度末 100歳> の方・・・大正3年4月2日生～大正4年4月1日生の方
 - 9) <年度末 101歳以上> の方・・・大正3年4月1日以前の生まれの方

☆接種期間・・・H26年10月1日（水）～H27年3月31日（火）まで

☆接種費用（自己負担額）・・・2,440円

※接種期間中に限り接種費用8,139円のうち、5,699円を町が負担します。

高齢者インフルエンザ予防接種について

☆接種対象者・・・①H26年12月末日現在65歳以上の甲良町民

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に関して身体障害者手帳1級・2級を保持されている方

☆接種期間・・・H26年10月1日（水）～12月31日（水）まで

☆接種費用（自己負担額）・・・1,000円

※接種期間中に限り接種費用4,000円のうち、3,000円を町が負担します。

☆接種方法・・・9月末頃にのご案内と予診票を送付いたしますので、内容をご確認のうえ、委託医療機関またはかかりつけ医で、接種を受けてください。



♪予防接種に関するお問い合わせは・・・

各医療機関 または 保健福祉課 ☎38-3314 まで

～平成26年10月1日から 水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期予防接種になります～

平成26年10月、予防接種法の改正に伴い、水痘予防接種が定期接種（費用助成対象）に追加されます。
※接種対象者の方には、9月下旬に個別通知します。

<定期接種の対象> ☆1歳以上3歳未満のお子さん（すでに水痘にかかった方を除く）

※経過措置として平成27年3月31日までは3歳～5歳未満のお子さんも接種できます。

<接種回数> ☆1歳～3歳未満・・・2回

☆3歳～5歳未満・・・1回

※任意接種として、すでに水痘ワクチンを接種した方はこれまでに接種した回数分は、接種を受けたものとみなします。（経過措置対象者の方も含む。）

<接種費用> ☆無料

予防接種に関するお問い合わせは・・・

各指定医療機関 または 保健福祉課 ☎38-3314 まで



天使のほほえみ

1歳のおたんじょうびおめでとう!



つじ たかや
辻 高哉ちゃん
9月2日生（金屋）



みやざき げんと
宮崎 彦虎ちゃん
9月5日生（長寺）



かたやま かえで
片山 楓ちゃん
9月15日生（呉竹）



えだむら ひろたか
枝村 祐孝ちゃん
9月16日生（池寺）



たつの のあ
辰野 乃愛ちゃん
9月16日生（北落）



のせ このん
野瀬 心暖ちゃん
9月25日生（北落）

平成26年11月号『天使のほほえみ』への掲載希望（H25年11月生のお子さん）の方は、9月24日（水）の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。

【問合先】企画監理課 ☎38-5061 / 保健福祉課 ☎38-3314



湖東の道を訪ねて

淡海観光ボランティアガイド
連絡協議会 湖東ブロック

「湖東の道を訪ねて」をテーマに、地域に伝わる歴史・文化を地域のガイドと歩いてみませんか？
この機会に、ぜひご参加ください。

1. 開催日 (各コースの見所は裏面に)

	コース名	開催日	集合場所	集合時間
①	『御代参街道』多賀道を訪ねて 中山道高宮宿から多賀大社参詣の道	9/27 土曜日	近江鉄道高宮駅 (解散は近江鉄道多賀大社前駅)	13:00
②	愛知川宿！ぶらり歴史探訪 (中山道の愛知川宿を訪ねて)	10/4 土曜日	愛荘町 愛知川公民館 (愛知川駅徒歩 7.8 分)	13:00
③	高野道とせせらぎのまち甲良を歩く	10/11 土曜日	近江鉄道尼子駅	13:00
④	『豊郷町の中山道を楽しむ』	11/8 土曜日	近江鉄道豊郷駅	13:00
⑤	彦根道から中山道・高宮宿へ ～彦根道を歩く～	11/15 土曜日	JR彦根駅西口 (解散は近江鉄道高宮駅)	13:00

※全コース ウォーキングです。

※近江鉄道ご利用の方は一日全線乗り放題のワンデースマイルチケット(800円)がお得です。

※小雨催行 各コース解散は16:00頃を予定しています。

※①・②・③・④のコース共若干無料の駐車場有ります。詳しくは、お問い合わせください。

2. 募集定員 各コース先着 50名

3. 参加費 300円(損害保険・資料代)※当日お支払い下さい。

4. 申込方法 電話・FAX・メールにて受け付けます。

※住所・氏名・年齢(保険加入のため)・電話番号・希望のコースを明記し下記にお申込み下さい。

5. 申込締切 各コース共開催日の1週間前

全コースのお問い合わせ・お申込み先

多賀観光協会 〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀389-1
TEL/FAX 0749-48-1553
メール taga-kankou@iris.eonet.ne.jp

協賛 各市町観光協会

各コースの見所ポイント

① 多賀町	高宮駅⇒中山道高宮宿 多賀大社一の鳥居⇒飯盛木⇒尼子の御旅所(打籠馬場)⇒多賀大社前駅大鳥居⇒門前町絵馬通り⇒多賀大社⇒多賀大社前駅 16:20 頃解散(ウォーキング距離 約5km) 中山道から多賀大社に行く道は、多賀本道・大堀道・原道の三つのルートがありました。今回は家光の乳母・春日の局が参詣した「御代参街道」多賀本道。高宮一の鳥居から男木・女木の「飯盛木」を通過して多賀絵馬通りに入り多賀大社へと歩きます。随所に常夜灯があり、又絵馬通りには三ヶ所石道標が残り昔を偲べられます。	 たがゆいちゃん
② 愛荘町	公民館⇒大日堂⇒堀川地蔵⇒祇園神社・御幸橋⇒竹平楼⇒本陣・脇陣(旧近江銀行・旧八幡銀行)⇒八幡神社・寶満寺⇒部分地蔵⇒近江商人亭⇒蓮泉寺⇒川脇神社⇒道標(右旗神豊満神社)⇒愛知川駅 16:20 頃解散(ウォーキング距離約5km) 竹平楼：1758年創業の旅籠。明治天皇御小休の部屋(御在所)が保存されている。国の登録有形文化財。 寶満寺：親鸞聖人お手植えと伝えられる紅梅とハナノキが咲く境内には本堂はじめ表門など近世浄土真宗大伽藍として寺観を造り上げている。近江商人亭：近江商人田中源治(田源)の別亭で、国の登録有形文化財。	 あしょうさん
③ 甲良町	尼子駅⇒ほたるの森・尼子水辺公園⇒高虎公園⇒神明神社⇒甲良豊後守宗廣公記念館⇒二階堂宝蓮院跡⇒尼子館跡⇒殿城池(尼子館の堀跡)⇒尼子氏発祥の地⇒尼子駅 16:30 頃解散(ウォーキング距離 約5.8km) 「高野道」は彦根藩主が高野の永源寺へ参詣したとき通った道だといわれています。中山道高宮宿から甲良町・豊郷町・旧の秦荘町・湖東町・愛東町を経て永源寺へと続く古い道です。藤堂高虎公出生の地・在土には道標が残っています。町内を縦横に巡る「用水路」など「水」を活かした公園や水路も散策していただけます。	 ココラちゃん
④ 豊郷町	豊郷駅⇒先人を偲ぶ館⇒豊郷小学校旧校舍群⇒中山道一里塚(間の宿)⇒犬上の君の館跡⇒伊藤忠兵衛記念館⇒豊会館⇒千樹寺(江州音頭発祥の地)⇒豊郷駅 16:00 頃解散(ウォーキング距離 約6.5km) 古来、豊郷の中央部を南北に約3.2kmにわたり縦断している東山道(現・中山道)は、中世には油座・紙座で賑わい、江戸期には「間の宿」として栄えました。多くの史跡と逸話が皆様をお待ちしております。	 よいとちゃん
⑥ 彦根市	彦根駅⇒お城通り⇒切通口御門⇒伝馬町⇒高宮口御門⇒川原町⇒久左の辻⇒朝鮮人街道⇒七曲り⇒大堀町⇒中山道⇒高宮宿⇒高宮駅 16:00 頃解散(ウォーキング距離 約6.8km) 中山道から彦根城下に入る街道(道)は2つあったといわれています。鳥居本から切通しを通り「切通口御門」からの切通道と高宮から七曲りを通り「高宮口御門」から彦根へ入った高宮道のいずれも彦根道と呼んでいたようです。「城下から中山道高宮宿へ」今回はこの道を歩きます。	 あびすくん

滋賀県農地中間管理機構からのお知らせ

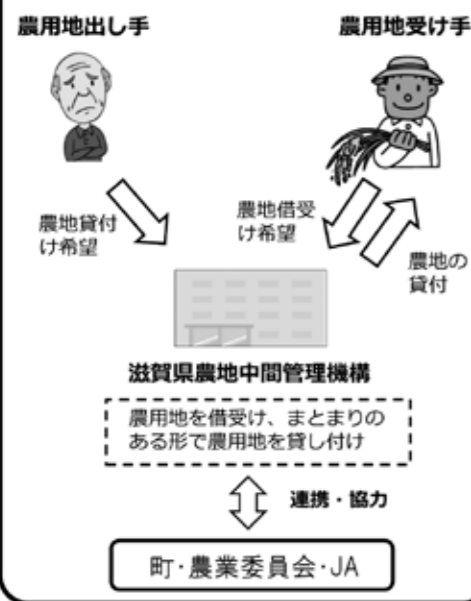
～経営規模の拡大や農地の集約化、新規就農を考えておられる方へ～

農用地の借受希望者募集!!

H26年度
募集受付期間
8月1日
～
9月30日

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下、「担い手育成基金」という。））では、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、農用地の借受を希望する方（農用地の受け手）の募集を次のとおり行います。
経営規模の拡大や農地の集約化、新規就農を考えておられる方は、滋賀県農地中間管理機構による農用地の借受希望の応募をご検討ください。

農地中間管理機構の仕組み



応募方法

- 応募書類
「農用地等借受申込書」に必要事項を記入して、次の方法により提出してください。
なお、応募用紙は、担い手育成基金のホームページ、町、JA担当課窓口で入手できます。
- 添付書類
次の方は、添付書類が必要です。
法人の方：定款または寄付行為の写しおよび構成員名簿の写し
認定就農者の方：就農計画書の写し
新規参入者の方：経営計画書
- 提出方法・提出先
①甲良町役場産業課・JA東びわこ東部営農センターを通して提出してください。
②担い手育成基金へ直接持参もしくは郵送、メールのいずれかで提出して頂いても結構です。郵送の場合は、9月30日の消印を有効とします。
③応募専用メール nouchikoubo@gmail.com

応募の留意点

- 機構は、応募のあった担い手（個人もしくは法人）のみに貸付を行いますので、応募されないと農用地の貸付ができません。
- 全農地を効率的に利用し、農作業の常時従事が必要です。
- 周辺の農地利用に支障を与えることのないよう、別に定める地域調和要件を守る必要があります。

お問い合わせ先

○農地中間管理事業の内容等については、滋賀県農地中間管理機構もしくは、甲良町役場産業課・JA東びわこ東部営農センター、県農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください。

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）
〒520-0807 大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター2階
TEL:077-523-4123 FAX:077-524-0245 E-mail:shiganou@sepia.ocn.ne.jp

○滋賀県農地中間管理機構 地域窓口

地域名	場所	TEL	FAX
南部	湖南地域農業センター内	077-588-3350	077-587-2525 (農業センター兼用)
甲賀	甲賀地域農業センター内	0748-62-8015	0748-62-7653 (農業センター兼用)
東近江	東近江合同庁舎1階	0748-22-1129	0748-22-1129
湖東	湖東合同庁舎1階	0749-23-2911	0749-23-2911
湖北	湖北農業会館1階	0749-62-8998	0749-62-8998
高島	高島地域農業センター内	0740-22-3107	0740-22-0740 (農業センター兼用)

滋賀県農地中間管理機構からのお知らせ

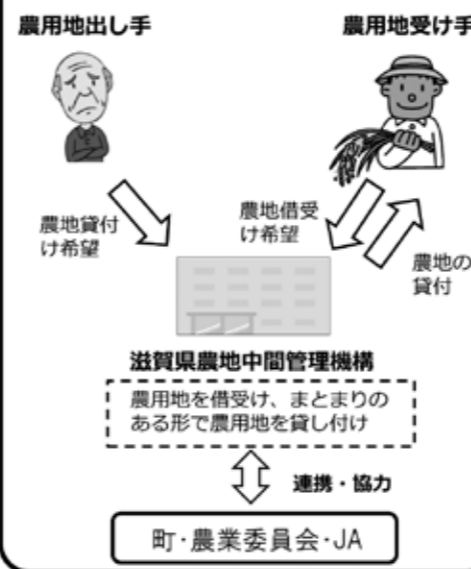
～農地を貸したい方、離農などを考えておられる方へ～

貸付農用地の受付を開始!!

H26年度
申出受付期間
8月1日
～
9月30日

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下、「担い手育成基金」という。））では、農用地の貸付を希望する方（農用地の出し手）の申出を次のとおり受け付けます。
農地を貸したい方や離農などを考えている方は、この機会に滋賀県農地中間管理機構の活用をご検討ください。

農地中間管理機構の仕組み



申出方法

- 申出の書類
「貸付希望農用地等の機構への申出書」と「貸付希望農用地明細書」に必要事項を記入して、下記の方法により提出してください。
なお、申出の書類は、担い手育成基金のホームページ、町、JA担当課窓口で入手できます。
- 添付書類
①固定資産課税明細書の写し（不要部分は黒塗り）または農地台帳の写し
②貸付希望農用地の位置および地番が確認できる地図
*人・農地プランを作成している地域内において、複数の貸付希望者から申出がある場合は当該地域の農地利用図1部
- 提出方法・提出先
甲良町役場産業課・JA東びわこ東部営農センターを通して提出してください。

留意点

- 機構が引き受ける農用地は、農業振興地域（青地・白地）内の農地です。
- 受け手の見込めない農地および原則として法定相続人や共有者の同意が得られていない農地は、借り受けできません。
- 農用地の受け手の指定はできません（農用地の出し手の同意なく、受け手に貸付が可能）。
- 原則として10年以上の貸付期間が必要です（ただし、共有農地については、持分の過半の同意があれば5年以下の貸借は可能）

お問い合わせ先

○農地中間管理事業の内容等については、滋賀県農地中間管理機構もしくは、甲良町役場産業課・JA東びわこ東部営農センター、県農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください。

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）
〒520-0807 大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター2階
TEL:077-523-4123 FAX:077-524-0245 E-mail:shiganou@sepia.ocn.ne.jp

○滋賀県農地中間管理機構 地域窓口

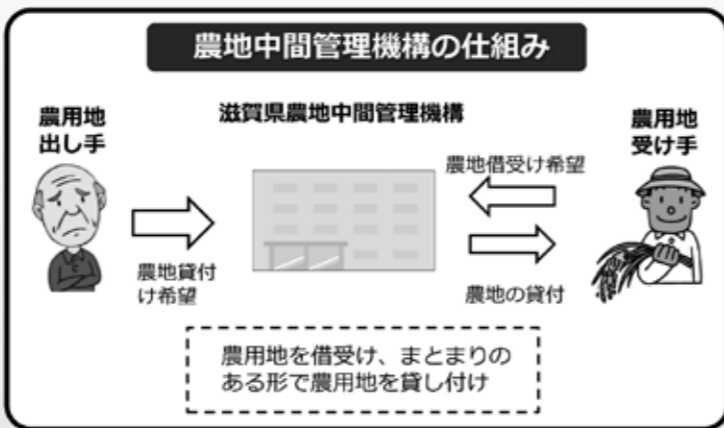
地域名	場所	TEL	FAX
南部	湖南地域農業センター内	077-588-3350	077-587-2525 (農業センター兼用)
甲賀	甲賀地域農業センター内	0748-62-8015	0748-62-7653 (農業センター兼用)
東近江	東近江合同庁舎1階	0748-22-1129	0748-22-1129
湖東	湖東合同庁舎1階	0749-23-2911	0749-23-2911
湖北	湖北農業会館1階	0749-62-8998	0749-62-8998
高島	高島地域農業センター内	0740-22-3107	0740-22-0740 (農業センター兼用)

農地中間管理機構を活用し 担い手への農地集積を進めましょう

～農地の出し手に対する支援～

農地中間管理機構(以下「機構」といいます)は、担い手への農地の集積・集約化を図ることを目的に農地の貸し借りをを行います。

機構に農地を貸し付けた農地の所有者等は、一定の要件のもと、国の予算の範囲内で機構集積協力金(①～③)の交付を受けることができます。



① 経営転換協力金

～経営転換・リタイアする場合の支援～

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地の所有者
 ・農業部門の減少により経営転換する農業者
 ・リタイアする農業者
 ・農地の相続人で農業経営を行わない者

<交付対象とならない場合>

- ・遊休農地の所有者
- ・過去に経営転換協力金の交付を受けた者及びその相続人
- ・当該年度に耕作者集積協力金の交付を受けた者

2 交付要件

全て※1の自作地※2,3を10年以上機構に貸し付け、かつ、農地が機構から受け手に貸し付けられること。

- ※1 10a未満の自作地は除くことができます。
- ※2 減少した農業部門以外の作物を栽培する自作地を除きます。
- ※3 機構を介さず、新規に集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象。

3 交付単価

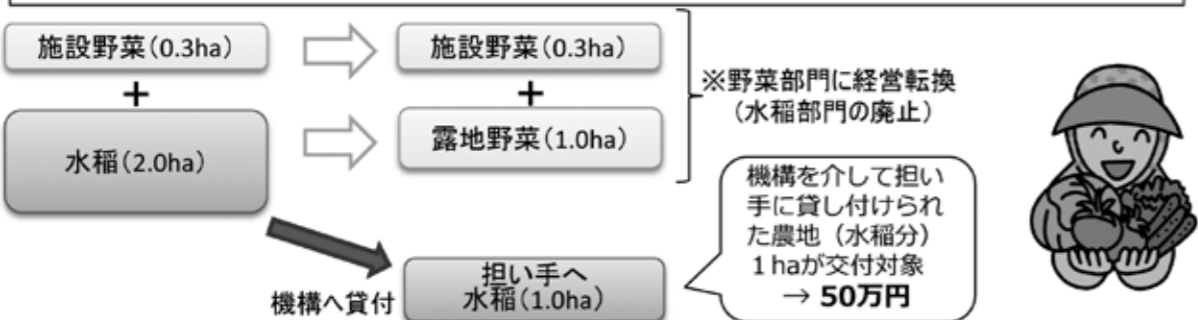
0.5ha以下	30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	50万円/戸
2.0ha超	70万円/戸

※自作地とは…

機構に貸し付けた日の1年前の時点から所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理(農作業の委託(特定農作業委託を含む。))を含む)を行っていた農地

例 <水稲部門を廃止し経営転換する場合>

施設野菜0.3haと水稲2.0haを経営していた農業者が、水稲1haを機構に貸し付け、残りの水稲1haを露地野菜に切り替え、施設野菜と露地野菜の経営に転換する場合。



② 耕作者集積協力金

～農地の集積・集約化に協力する場合の支援～

1 交付対象農地

- a 機構の借受農地に隣接する農地
- b 公表された借受希望者の経営する農地に隣接する農地
(同時に交付申請される場合は、隣接する農地に隣接する農地も含まれます。)
- c 一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地

2 交付対象者

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が機構に農地を貸し付ける際に当該農地の利用権を有する者

3 交付要件

交付対象農地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

4 交付単価

年度	H26年度 H27年度	H28年度 H29年度	H30年度
交付額	2万円/10a	1万円/10a	0.5万円/10a

例

対象農地 a~c	A法人	b		機構
			a'	機構
	c	C		a

- a : 機構の借受農地に隣接(a' : 隣接の隣接)
- b : 公表された借受希望者(A法人)が経営する農地に隣接
- c : 2筆以上隣接・接続する農地

③ 地域集積協力金

～地域に対する支援～

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」は、地域集積協力金の交付を受けることができます。

1 交付対象地域

市町村内の「地域」
 ※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。



※地域集積協力金は、地域が町・県と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる目的に使用することができます。

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること(貸付割合は、毎年度12月末時点で判断)

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価(下表)を機構への貸付面積に乗じた金額を交付。

年度	H26年度 H27年度	H28年度 H29年度	H30年度
貸付割合			
2割超5割以下	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a
5割超8割以下	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
8割超え	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a

地域集積協力金の留意事項

◆地域集積協力金は、当該地域の担い手(人・農地プランの中心経営体、認定農業者、集落営農法人等)への農地の集積面積・集約面積が増加する場合を交付対象とします。

◆地域集積協力金の要望額が国からの予算配分額を上回る場合、地域の農地集積・集約面積の増加率※1が高い地域から予算の範囲内で優先的に配分します。

$$\text{※1 増加率(\%)} = \frac{(\text{農地集積の増加面積}^{\text{※2}}) + (\text{利用権交換による集約化面積}^{\text{※3}})}{(\text{地域の農地面積})} \times 100$$

※2 機構への貸し付けにより、新たに権利設定される面積。

集落営農組織が法人化を行い、機構を通じて当該法人への権利設定が行われる場合は、新たに権利設定された農地を「農地集積の増加面積」に算入する。

※3 人・農地プランに基づき、担い手相互間または担い手・非担い手間で利用権の交換を行う場合、交換する農地面積。

◆地域集積協力金の申請をされる場合は、地域でまとめて必要書類の提出をお願いします。





子育て支援センターでは、未就園のお子さんを対象とした事業だけでなく、就園（保育センター）・就学児童（小・中・高生）を対象とした事業も行なっています。

教育相談

不登校・いじめ・学力の問題など、子どもの成長にともなう様々な問題についてご相談に応じます。

子どもの成長支援

子どもたちの健やかな育ちを、学校・保護者と相談のうえ、一人ひとりに応じた支援を実施します。何らかの理由で学校に行きにくい小・中・高校生などを対象に学習支援・生活支援を行う、**子ども成長支援教室「なごみ」**を開設しています。

「相談してみようかな?」と思ったら…

まずは、電話にて相談の日時を予約して下さい。
(電話での相談も受け付けています。)

相談の対象 甲良町在住の小・中・高校生の保護者

連絡先 甲良町子育て支援センター
TEL 0749-38-8003

開設時間 月曜日～金曜日(祝日休)
午前9時～午後5時

※相談の内容は厳守しますので、安心してご相談ください。

子どもの意志を尊重しながら、お子さんにとってよりよい支援を考えていきましょう。
一人で抱え込まず、お気軽にご相談下さい。

おまかせしました!

10月から、**かんがるーくらぶ**が始まります!!

平成25年10月1日から、平成26年4月1日までに生まれた乳幼児が対象となります。(甲良町在住の未就園児に限ります。)

対象となる方には、教室の案内が届きます。内容をご覧いただき、参加のお申し込みをしていただきますようお願いいたします。

9月の教室のお知らせ

東学区	2・3才児	わいわいひろば	3日(水)	10:00~11:45
西学区	2・3才児	のびのびひろば	10日(水)	10:00~11:45
東西学区	0才児	こあらくらぶ	24日(水)	10:00~11:30

1才児		にこにこひろば(東学区)	・	すくすくひろば(西学区)
12日(金)		10:00~11:45	合同で開催します。	

教室の参加申し込みは、随時受け付けています。教室の内容等のお問い合わせや参加申し込みは、下記の子育て支援センターまでお願いします。

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

滋賀県では、9月を「同和問題啓発強調月間」としています。同和問題の解決に向けてどんなことができるのか、みんなで考えてみましょう。

滋賀県同和問題啓発強調月間とは?

滋賀県では、県民のみなさんが同和問題についての正しい理解と認識を深め、県民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動できるよう、毎月9月を「同和問題啓発強調月間」としています。

月間中は県内の主要な駅や公共施設などでの街頭啓発やさまざまな啓発事業を集中的に実施しています。



同和問題に対する意識は、どんな状況なのですか?

●地域の子が同和地区の人と結婚する場合

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と日本国憲法第24条で規定されています。

結婚は二人の意志で成立します。保護者のこだわりや家族や親戚の反対などで認められないことがあってはなりません。

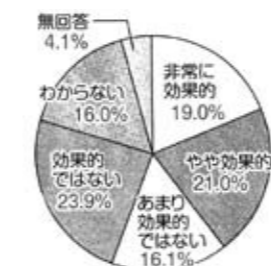
●同和問題の解決方法についての考え方について

同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる

そっとしておいても差別はなくなりません

「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という人がいます。

この考え方は、差別を容認することとなり、差別を受けている人たちに我慢を強いることにもなります。今も差別があるのは、長い間、誤った知識や偏見が伝えられてきたからといえます。



いつから始まったのですか?

始まったのは、1985年です。同和問題の一日も早い解決をめざして集中的に啓発行事を展開していくこととして、毎年9月を「同和問題啓発強調月間」としました。

その2年前、1983年は、世界人権宣言が採択されて35周年にあたる記念の年でした。それを一つの契機として、県民の人権問題に対する理解と関心の高まりなどが背景にありました。そして、1985年は同和対策審議会答申*から20年が経過した年であり、この年から始まったのです。

※同和対策審議会答申

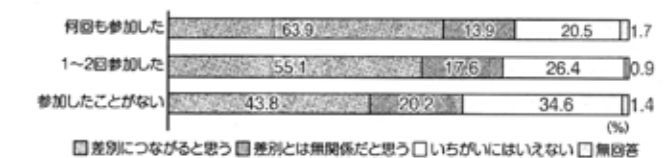
国では1961年に「同和対策審議会」が設置されました。その4年後に出されたのが「同和対策審議会答申」で「同和問題は、日本国憲法によって保証された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記されました。

●購入しようとする家の場所が同和地区か否か市役所に問い合わせをした

生まれたところや住んでいるところによって差別を受けることがあってはなりません。

同和問題について正しく理解するとともに、偏見や世間体にとらわれず、このような問い合わせは「間違っている」と判断し、一人ひとりが正しく行動することが大切です。

●講演会・研修会等の参加状況と不動産取引の際に不動産業者が同和地区であるかどうかなどの情報を提示することについての考え方



講演会や研修会への参加回数が増えるほど、「差別につながると思う」と回答した人の割合が増え、「差別とは無関係だと思う」と回答した人の割合が減っています。講演会や研修会に積極的に参加し、ともに考え学びながら、同和問題の解決に向けて取り組んでいきましょう。

出典:「平成23年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)、「こころやわらかく 一人ひとりの人権を大切にするために」(滋賀県) 転載: (公財) 滋賀県人権センター発行 人権啓発教材集「年間じんけんニュース2」より抜粋



1. 趣 旨

今や人権の尊重が平和の基礎であるということが、世界の共通認識になりつつあり、21世紀は正に「人権の世紀」であるとも言われています。同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての認識を深め、自分自身の意識や行動の変革を促すために、地域や職場の研修会等に積極的に参加するとともに、日頃から自分自身のものの見方、考え方を見つめ直しながら、正しく判断ができるようにしなければなりません。

住民一人ひとりの人権が保障され、多様な価値観や生き方が互いに認められる社会の実現をめざし、本学習講座を開設します。

2. 会 場 甲良町公民館 (2階多目的ホール)

3. 時 間 午後7:30~9:00 (受付7:00より)

4. 参加対象 各字人推協・町議会議員・人権問題啓発指導員・
小中学校・養護学校・企業事業所・町職員・人権擁護委員・
人権擁護推進員・社会教育団体本部役員
(PTA、老人会、愛育会等)・他



回数	月 日	会 場と時 間	テ ー マ	講 師 等
1	9/11 (木)	PM 7:30~	開 講 式	教育長
		甲良町公民館2階 PM 7:40~9:00	『ネット上の人権侵害の現状と対応』	佛教大学教授・教育学部長 原 清治 さん
2	9/18 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	演劇『バリアフリー探偵レン』 講話『子どもが言った「かわいそう」について』	まちかどプロジェクトさん (片岡 博さん 他)
3	9/25 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『新しい視点から同和問題を考える』	関西大学社会学部教授 石元 清英 さん
4	10/2 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『ヘイトスピーチって何?~ヘイトスピーチの現状から多民族共生を考える~』	龍谷大学法科大学院教授 金尚均 (キムサンギョン) さん
5	10/9 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『子どもの虐待の現状と課題~虐待防止のために地域でできること~』	NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク 久保 宏子 さん

主催：甲良町教育委員会

共催：甲良町・甲良町人権教育推進協議会

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				…休館日

~備えあれば憂いなし~

9月は防災月間。災害を防ぐことはできませんが、備えることで被害を少なくすることはできます。無理なく楽しめる範囲で日常に防災を取り入れられるような資料を紹介します。



「台所防災術」

坂本廣子/著 農山漁村文化協会
ふだんの暮らしが備えになっている。それが頑張りやすい防災。寝る前のちょっとした準備の習慣、家具や収納の工夫など、阪神・淡路大震災で被災した料理研究家親子が暮らしの備えを台所目線でまとめた本。



「生き延びるための非常食(最強)ガイド」

エクснаレッジ編集部/編
エクснаレッジ
命をつなぐだけでなく、生きる勇気を与えてくれる非常食。健康を維持するための目的別非常食、役立つ非常食リストなどを紹介。



「防災ピクニックが子どもを守る!」

MAMA-PLUG/編
KADOKAWA
避難バッグを野外で点検、ガスバーナーで非常食クッキング。レジャーを通して災害時に必要な備えを学ぶことができます。



「防災・救急に役立つロープワーク」

羽田道信/著 風媒社
1本のロープが命綱になります。災害時にあわてないためのロープワークを、写真でわかりやすく解説。



「死なない!死なせない!大震災から家族を守る!」

三井康寿/著 世界文化社
自宅での備え、外出先での備え、電気・ガス・水道の備えなど、チェックリストに目を通すだけでもいざという時の心構えにつながります。



「地震から子どもを守る50の方法」

国崎信江/著 ブロンズ新社
危機管理対策アドバイザーで3児の母の著者が、親も子も生きて震災を乗りきるための防災術を紹介。いつも身につける防災ポーチなど、日常に取り入れられるアイデアも。



「目からウロコの防災新常識」

山村武彦/著 ぎょうせい
地震だけではなく、火災、新型インフルエンザ、水害・土砂災害、竜巻・落雷。誰もが遭遇する可能性のある災害。してはならない行動、しなくてはならない対応を紹介。



「危機からの脱出方法」

伊藤慎一/著 ベストセラーズ
山で遭難したら?海外旅行中に一文無しになったら?車ごと水に落ちたら?そんなことはおこらない!とは言い切れません。読み物として楽しみながら、最悪の事態の対処法を学べます。

9月の催し物 *図書館の行事は全て無料です。

4日(木) 19:30~21:00

月の満ち欠け観察会(申込必要)

19日(金) 11:00~11:30

びよびよこのおはなし会

28日(日) 14:00~15:04

子ども映画会「みにくいアヒルの子」(64分)

13日(土) 11:00~11:30

おはなし会

27日(土) 14:00~15:05

名作映画会「ながらえ」(65分)

☆☆9月の展示☆☆

西保育センター 5歳児作品展

9/6(土)~9/28(日)



子ども・子育て応援センター (こころんだいやる)

●育児のことや、いじめ、不登校、虐待、進路などでおおむね30歳までの青少年や子どもをお持ちの保護者や本人からの不安や悩みの相談に応じています。

●受付時間 9:00～21:00 (12月29日～1月3日を除く毎日)

問 TEL 077-524-2030 0570-078-310 (全国共通ダイヤル)

全国一斉! 法務局休日相談所

●開設日 10月5日(日) 10:00～16:00

●会場 イオンモール草津 2階イオンホール 滋賀県草津市新浜町300番地

●内容 ・相続・贈与などの登記 ・土地の境界 ・会社法人の設立・変更登記 ・人権に関すること ・遺書・公正証書など

●法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員があなたの相談に対応します。

●相談は無料。予約優先。 ●予約受付 10月3日(金) 17:00まで

問 大津地方法務局総務課 TEL 077-522-4772

パスポートセンター「米原出張窓口」からのお知らせ

9月16日(火)は県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。申請には平日の火・水・木曜日にお越しください。なお、大津の窓口(ピアザ淡海1階、大津市

におの浜1丁目1-20)は、土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除き、申請受付業務を行っています。

問 滋賀県パスポートセンター TEL 077-527-3323

消防署だよ! 9月9日は救急の日

平成26年9月7日(日)から13日(土)は救急医療週間です。

「救急の日」および「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施され、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」としています。

救急医療週間は、皆さんに救急医療や救急業務について、理解を深めてもらう啓発運動週間です。

急病や交通事故などの救急事故が発生したとき、救急隊が現場に到着するまでの間、その場に居合わせた人が適切な応急手当を速やかに実施することで、急病人やケガ人が救命される可能性が高くなります。

応急手当に関する正しい知識と技術を身につけ、尊い命を救いましょう。

犬上分署では、年間を通じた応急手当を知っていただくため「救命講習会」を実施していますのでお問い合わせください。

平成25年中の犬上分署の救急出場件数は968件で、毎年増加し10年前に比べて約1.2倍になっています。

救急要請の中には、救急を要



問...問い合わせ

する病気ではないが、どこの病院へ行けばわからず案内代わりに呼んだり、かすり傷程度で呼んだり、タクシードライバーとして利用するなどのケースがあり、重症や重篤な患者が発生し救急車を必要とする場合に、支障をきたすことも考えられます。

緊急性が無く自分で病院へ行く場合や、家族で対応できる場合は直接病院へ連絡して受診してください。病院の当直が分からない場合は、滋賀県救急医療情報ネット(http://www.shiga.qq-net.jp)や、医療機関案内(0749-23-3799)をご利用下さい。

救急車が出場中で救急車の到着が遅れるときは、消防車に救急資器材を積載して出場し、消防隊員が応急手当を行います。

「救急車を呼んだのに、消防車が来た!」とビックリされる場合もあるかも知れませんが、消防隊と救急隊が連携して活動します。

ご理解をお願いします。救急車の正しい利用をお願いします!

9月・10月は「自動車点検整備推進運動強化月間」です。

「ねえ、知ってる?クルマに乗る人は、点検整備しないといけないんだって。」

～安全と環境保全はクルマの点検整備が必要です。～

国土交通省 近畿運輸局滋賀運輸支局 検査整備保安部門 Tel:077-585-7252 Fax:077-500-8085

自動車点検整備推進協議会 URL

点検整備 検索

http://www.tenken-seibi.com

プール & お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 http://izumi21.net/ 営業時間 12:45～20:00

《水泳教室受講手続き》 教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

※詳しくは、問合先までご連絡下さい。

成人スイミング教室 ウキウキウォーキング 生徒大募集!! (ジュニアスイミング教室に受講をご希望の方は、一度お電話でお確かめ下さい。)

9月 お風呂・プール

Calendar for September showing days off (休館日) and classes (教室日) for the pool and bath.

10月 お風呂・プール

Calendar for October showing days off (休館日) and classes (教室日) for the pool and bath.

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。 ◎受講料:4,000円 募集(空き状態)

Table showing class times and enrollment status for the Junior Swimming Class.

成人スイミング教室 [中学生以上]

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。

◎曜日・時間:水曜日/午後3時30分～4時30分 又は 土曜日/午後7時～8時

◎定員:各教室30名 受講料:4,400円

ウキウキウォーキング [中学生以上]

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。

◎曜日・時間:金曜日/午後7時30分～8時30分

◎定員:30名 受講料:3,000円

香良の湯

広いお風呂でのんびり入浴 心も体もしっかり温まり 休憩所でごゆっくり

利用料 1回につき ◎大人250円(中学生以上) ◎小人150円(小学生)

※身体障害者手帳をお持ちの方は各利用料が割引となります。

シルバーデイ(毎週金曜日) ※甲良町にお住まいの65歳以上の方は無料となります。

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎ 38-5155 ※温水プール・香良の湯の施設には、エレベーターはございません。階段でのご利用となります。

道の駅 せせらぎの里こうら

<営業日> 年中無休 (※12月31日～1月3日までは休み)

<営業時間> 午前9時～午後6時

<電話番号> 38-2744

秋のお彼岸のお供えに「精進揚げ(野菜の天ぷら)」はいかが? せせらぎの里には季節の野菜をたくさん取り揃えています! お花もあるよ!

行政相談日

9月24日(水) 10時～12時 保健福祉センター2階 相談室 相談内容 ①医療保険・年金 ②道路 ③生活保護 ④郵政 ⑤雇用など

人権なんでも相談日

9月1日(月) 13時30分～16時 10月6日(月) 保健福祉センター2階 相談室

Advertisement for Hicono City Cultural Plaza featuring a dance performance by Kondoruz and a lecture by Kikuchi Yukihiro.

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

9月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
乳児健診4ヶ月	24日(水)	13:00～13:10	H26年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
乳児健診10ヶ月	24日(水)	13:30～13:40	H25年11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	26日(金)	13:30～15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

10月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6ヶ月健診	1日(水)	13:00～14:00	H23年2月・3月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
すこやか相談	6日(月)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
中期離乳食教室	8日(水)	9:30～10:00	H26年2月・3月生まれの児 前回うけられていない児	母子手帳・質問票
こころの健康相談	10日(金)	10:00～11:30	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし
1歳6ヶ月健診	14日(火)	13:00～13:30	H25年2月3月生まれの児 前回うけられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ

問合先 保健福祉課 ☎ 38-3314 / 38-5151

ひとのうごき

< >内は前月との比較
H 26.8.1 現在

総人口		0～15歳未満	15歳以上 ～65歳未満	65歳以上
男	3,585 <-3>	501	2,193	891
女	3,934 <±0>	462	2,213	1,259
合計	⑦ 7,519 <-3>	963	4,406	② 2,150
世帯数	2,555 <±0>	④÷⑦=高齢化率 28.59% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

放射線量 8月の測定結果

測定日	測定時間	天候	放射線量
8月1日(金)	午前9時	曇	0.080 μSv/h
8月15日(金)	午前9時	曇	0.077 μSv/h

※ μSv/h (マイクロシーベルト/時)
測定場所：甲良町役場庁舎前 地上から約1m
測定の方法：3回測定し、その平均値を測定結果とする
測定機器：環境放射線モニタ (PA-1000)
(測定範囲：0.001～9.999 μSv/h)

2014年(平成26年)9月号 通巻第424号

発行/甲良町企画監理課
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は9月4日(木)・18日(木)

午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票 ②戸籍(婚姻・出生・死亡など) ③印鑑登録・証明など ④所得証明 ⑤評価証明 ⑥納税証明 ⑦各税金の納付

閉庁時間帯 (休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 ☎38-5063 税務課 ☎38-5064